

Q9-6 移転価格報告書作成義務者について教えてください。

移転価格報告書の作成には時間とコストがかかります。そこで小規模な企業の負担を軽減するために、関連者間取引金額が財政部の定める基準(セーフハーバー)以下の場合、その取引価格が独立企業間価格であることを示す「その他の資料」をもって、移転価格報告書に代えることができるとされています(移転価格監査準則第22条第3項)。

セーフハーバーは、財政部の通達により以下のように定められています。

- (1) 年間収入総額 NT\$3 億未満の納税義務者
- (2) 年間収入総額 NT\$3 億以上 NT\$5 億未満でかつ、以下の全てに該当する納税義務者
 - ① 租税減免措置(投資税額控除を用いているものの控除額が NT\$200 万以下のものは除く)を受けていない。
 - ② 欠損金の繰越控除(NT\$800 万以下を除く)を使っていない。
 - ③ 台湾外の関係会社との取引がない。
- (3) 上記(1)、(2)以外で関係会社間取引合計額が2億元に達しない者

移転価格報告書に代えて、その他の書類を準備する場合の資料としては、公開入札資料、時価を示す資料、不動産鑑定士の鑑定評価資料、取引相手の台湾外関連企業が当該相手国の移転価格法規に基づいて作成した移転価格報告書などがあげられます。

次に、移転価格報告書作成の必要性判定のフローチャートを記載します。

